



美しく品格のある広告景観の創出には、まず基準を守る必要があります。

条例で決められている広告物の規制基準として、最低限守っていただきたいことをお伝えします。

- 1 規制の概要
- 2 高さの規制
- 3 面積の規制
- 4 形態等の規制
- 5 色彩・意匠等の規制
- 6 可変表示式屋外広告物の規制
- 7 表示できる屋外広告物を規制する地域
- 8 特定屋内広告物の規制

1 規制の概要

京都市では、「京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）」において、地域の特性に応じた「高さ」「面積」「形態」「色彩」等の基準を定め、規制を行っています。

規制の趣旨

京都市では、屋外広告物を都市の景観をかたちづくる重要な要素として位置づけています。昭和31年から屋外広告物法に基づいて条例を制定し、屋外広告物を表示する際に市長の許可を義務づけ、位置、規模、形態を規制するとともに、意匠については、全国的な企業のコーポレートカラーであっても、京都にふさわしいデザインに変えるよう指導するなど、きめ細かい規制と誘導を行ってきました。

平成19年9月に新景観政策が実施され、建築物の高さやデザインの規制の強化と合わせて、屋外広告物の制度についても大幅に見直しを行い、京都の良好な景観の創出を図っています。



規制区域

地域ごとの景観特性に対応した規制となるよう、市内全域を屋外広告物禁止地域、21種の屋外広告物規制区域又は7地区の屋外広告物等特別規制地区※に指定しています。

市街地を取り巻く山並みとの関係と建築物の規制を踏まえ、原則として、京都の商業・業務の中心地区である都心部においては、町並み景観との調和に配慮した一定の高さ、面積、形態、色彩等の屋外広告物を認め、都心部から三方の山すそに行くにしたがって、次第に高さ、面積、形態、色彩等の規制を厳しくし、自然景観や町並み景観及び建築物との調和が取れた屋外広告物が設置されるようにしています。

各地の規制区域は、「京都市景観情報共有システム」において検索できます。

京都市景観情報共有システム



本章では、21種の屋外広告物規制区域を以下のように略語で記載します。

規制区域	略語	規制区域	略語	規制区域	略語
第1種地域	第1種	沿道型第1種地域	沿1種	沿道型第4種地域特定地区	沿4特
第2種地域	第2種	沿道型第1種地域特定地区	沿1特	沿道型第5種地域	沿5種
第3種地域	第3種	沿道型第2種地域	沿2種	沿道型第5種地域特定第1地区	沿5特1
第4種地域	第4種	沿道型第2種地域特定地区	沿2特	沿道型第5種地域特定第2地区	沿5特2
第5種地域	第5種	沿道型第3種地域	沿3種	沿道型第6種地域	沿6種
第6種地域	第6種	沿道型第3種地域特定地区	沿3特	歴史遺産型第1種地域	歴1種
第7種地域	第7種	沿道型第4種地域	沿4種	歴史遺産型第2種地域	歴2種

※ 令和8年3月末現在の指定地区数です。

2 高さの規制

各規制区域において、表示できる屋外広告物の高さの基準を定めています。

規制基準

■ 定着型屋外広告物^{※1}（壁面平付け型や突出型など）

定着型屋外広告物は、次のA、Bのうち、どちらか低い方が、規制高さになります。

- A 各規制区域における基準の高さ
- B 建築物等の高さの2/3の高さ（2/3の高さが10m以下の場合は10m）

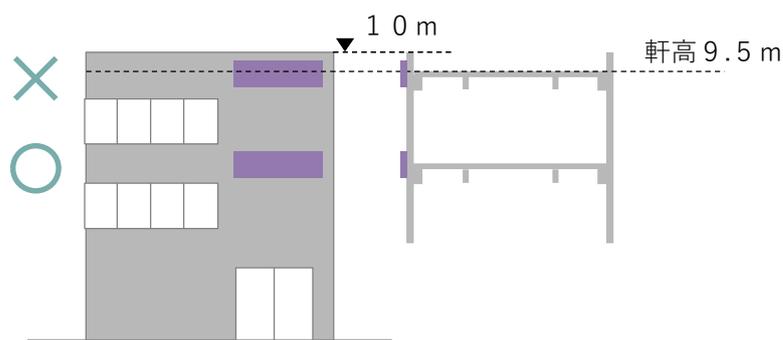
ただし、上記の規制高さ以下でも、**建物の軒の高さを超えて表示することはできません。**

軒の高さは建物の構造等によって異なりますので、屋外広告物の計画の際には、表示する建物の軒高^{※2}を事前に確認してください。

(例1) [第3種、規制高さ10m] 建物高さ7m、軒高6m、切妻屋根の場合



(例2) [第3種、規制高さ10m] 建物高さ10m、軒高9.5m、陸屋根の場合

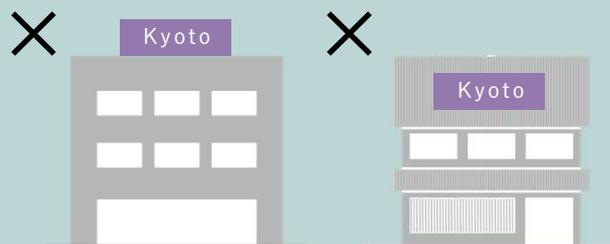


参考

注意！

屋根の上など屋上に設置する屋外広告物は、市内全域で禁止しています。

一般的に、**パラペット**は軒の高さを超えることになるため、屋外広告物の表示はできません。



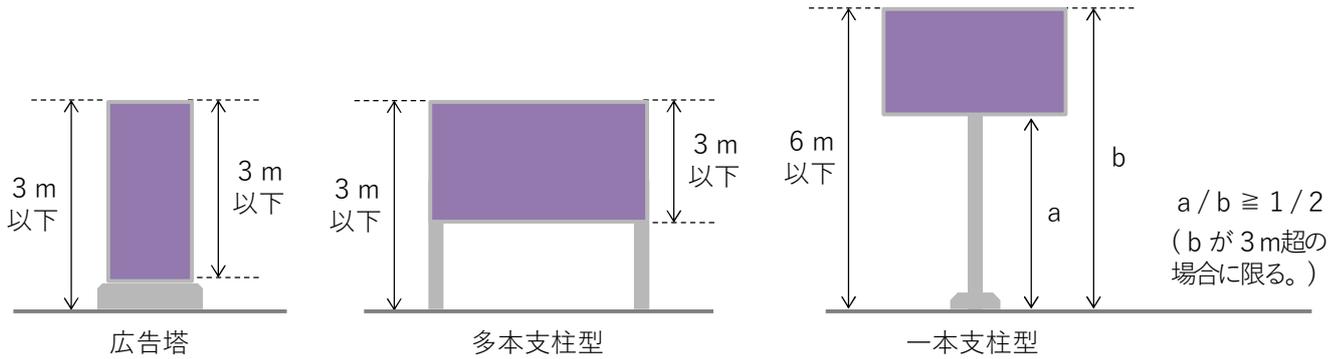
※1 条例上、建築物等定着型屋外広告物等のこと。

※2 軒高：建築基準法の軒高のこと。地盤面から建築物の小屋組又はこれに代わる横架材を支持する壁、敷桁又は柱の上端までの高さ。

■ 独立型屋外広告物※¹（広告塔や多本支柱型など）

独立型屋外広告物は、掲出物件も含めた屋外広告物そのものの表示可能な高さの基準を定めています。

（例）[第2種] 広告塔、多本支柱型、一本支柱型の場合



緩和措置

■ 切り文字広告※²

一定の基準を満たした定着型屋外広告物については、規制高さを超えて表示することができます。ただし、緩和措置のため、必要最小限の表示とします。



主な基準は以下のとおりです。

① 自己の氏名、名称、商号、事業所名又は建築物等の名称その他これらに類するものを表示するものであること(★)
② 建築物の高さ以下に表示し、又は設置するものであること 建築基準法上、高さに含まれない屋上部分の塔屋には表示することができません。
③ 軒の高さを超える位置に設置する場合は、当該軒の高さに対する当該屋外広告物の高さが、それぞれの規制区域に応じて定める割合以下であること
④ 形状が文字の部分の形状とおおむね同一であること（切り文字広告であること）
⑤ 建築物等に塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと（薄いシート貼等でないこと）
⑥ 照明付きのものにあっては、次に掲げる基準に適合していること ・照明の色が1色(白色又は淡色)であること ・当該屋外広告物が遮光性のものであり、かつ、照明装置が当該屋外広告物の裏面又は背後の壁面に取り付けられていること ・照明装置が道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（以下「公共用空地」という。）から容易に見えないこと
⑦ 表示面の幅が、その定着する部分の壁面等の幅の2分の1以下であること
⑧ 屋外広告物の色彩が、定着する建築物等の色彩と不調和でなく、かつ、落ち着いた色彩であること （文字列は、マンセル値※ ³ が次に掲げる基準に適合すること） ・Y、YR : 彩度 10以下 ・その他 : 彩度 8以下
⑨ 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと

★原則的に、名称（文字列）を表示するものであり、ロゴマークのみの表示はできません。ロゴマークを表示する場合は、必要最小限のものとし、文字と同じ大きさで併記して下さい。不必要に大きく表示することは、景観に不調和となります。

※¹ 条例上、独立型屋外広告物等のこと。

※² 切り文字広告とは広告面板がなく、文字のみで構成された広告物を指します（チャンネル文字、箱文字とも呼ばれます。）。

※³ マンセル値については、本章「5 色彩・意匠の規制」を参照してください。

ひさし看板

一定の要件を満たした屋外広告物については、屋根、軒又はひさしの上に表示することができます。

京都店

主な基準は以下のとおりです。

① 地階を除く階数が2以上ある建築物の1階の屋根、軒又はひさしに設置するものであること
② 定着する屋根等の面の高さに対するひさし看板等の高さの割合（参考図の a/b）が、それぞれの地域に応じて定める割合以下であること
③ 表示面の最下部が、定着する屋根等より下にないこと
④ 2階の窓を大幅に覆い隠していないこと
⑤ 形状が横長であること
⑥ 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと
⑦ 照明付きのものにあっては、次に掲げる基準に適合していること ・照明の色が1色(白色又は淡色)であること ・照明装置が道路、公園、広場その他の公共用空地から容易に見えないこと
⑧ 脚部その他これに類するものが公共用空地から容易に見えないこと
⑨ 屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと
⑩ 意匠がけばけばしいものでないこと
⑪ 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと

参考

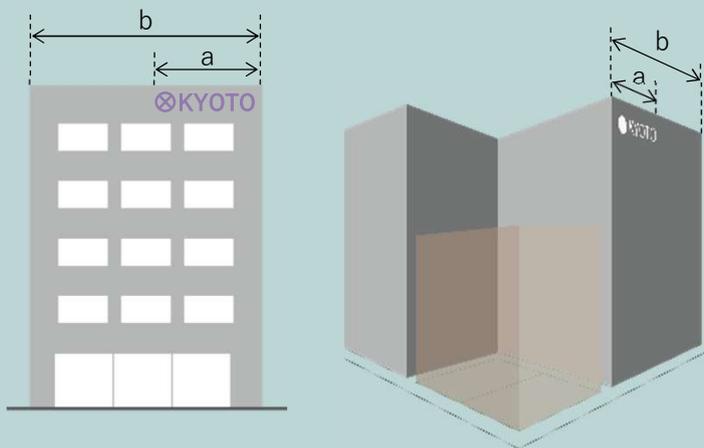
緩和措置の具体例

切り文字広告

文字幅(a)は、壁面の幅(b)の1/2以下にする必要があります。

段差のある壁面では、段差で区切って各壁面で上記の基準を適用します。

カーテンウォールでは、切り文字の支持材が目立たないようにしてください。

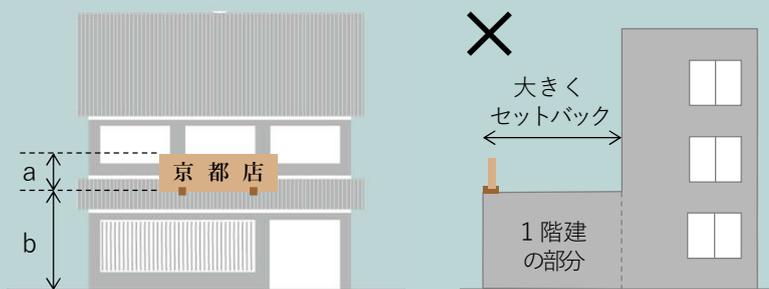


ひさし看板

看板等の高さ(a)と看板等までの高さ(b)の割合がそれぞれの地域に応じて定める割合以下にする必要があります。

照明装置や脚部等は、基本的に見えないようにする必要があります。

大きくセットバックしている場合等には適用されません。



3 面積の規制

各規制区域において、表示できる屋外広告物の面積の基準を定めています。

表示率の規制

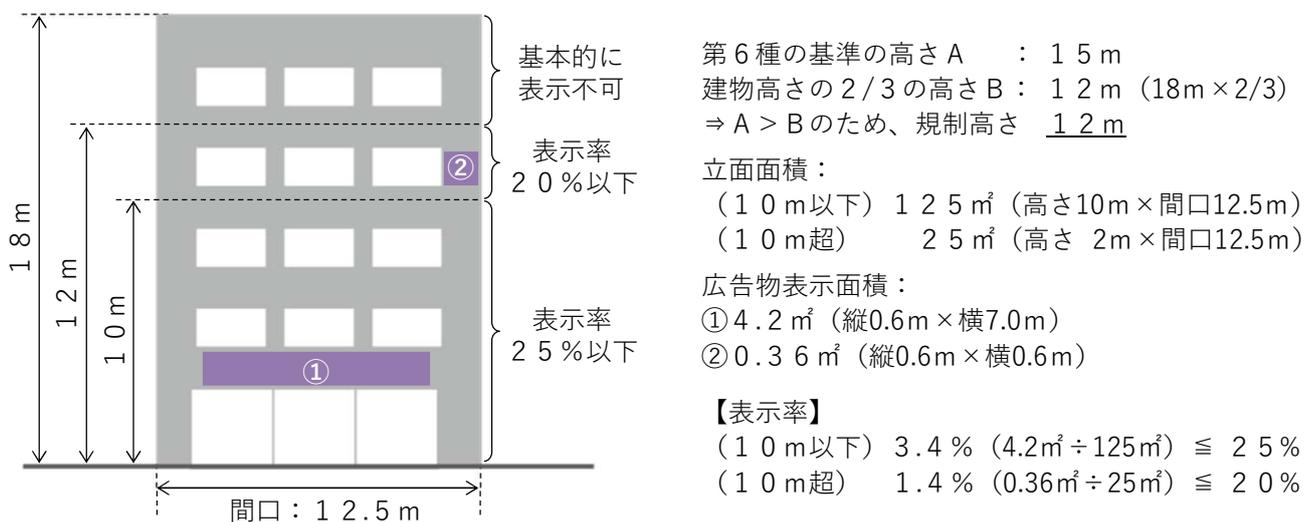
表示率とは、屋外広告物を表示する壁面※1のうち、規制高さを超える部分を除く面積(=立面面積)に対する屋外広告物の表示面積の割合をいい、規制区域ごとに表示率の基準(=規制表示率)を定めています。

表示率の算定

立面面積を建物高さの10m以下と10m超※2に区分して、各表示率を算定します。各表示率は、各規制表示率以下にする必要があります。

なお、建物高さ、規制高さ又は軒高が10m以下の場合は、10m以下の算定のみとなります。

(例) [第6種、表示率25%以下(10m以下)、20%以下(10m超)] 建物高さ18m

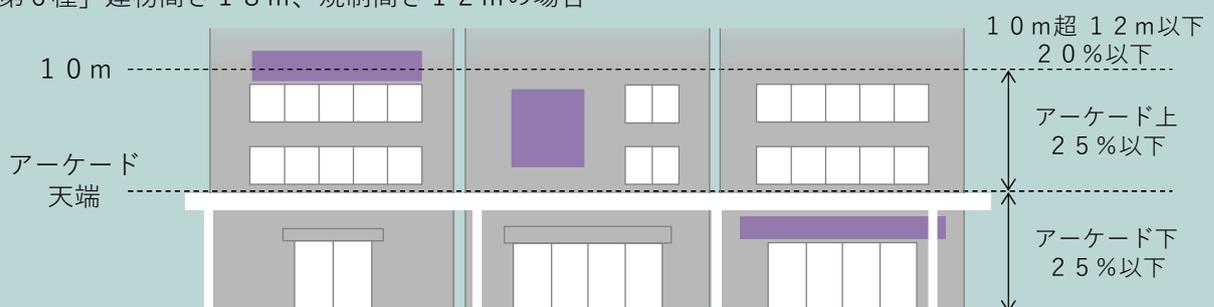


参考

アーケードがある場合の考え方

10m区分のほか、アーケード天端の上下で区分し、表示面積は各区分の規制表示率以下にします。

[第6種] 建物高さ18m、規制高さ12mの場合



アーケード下	アーケード上から10m以下	10m超から12m以下
間口×アーケード天端の高さの面積に対して 25%以下	間口×(10m-アーケード天端の高さ)の面積に対して 25%以下	間口×(12m-10m)の面積に対して 20%以下

※1 定着型屋外広告物が定着する壁面で、同一立面として一体性がある立面。

※2 高さ10mを超える部分は、10m以下よりも5%小さい規制表示率になります。

総面積と1個あたりの面積の規制

総面積

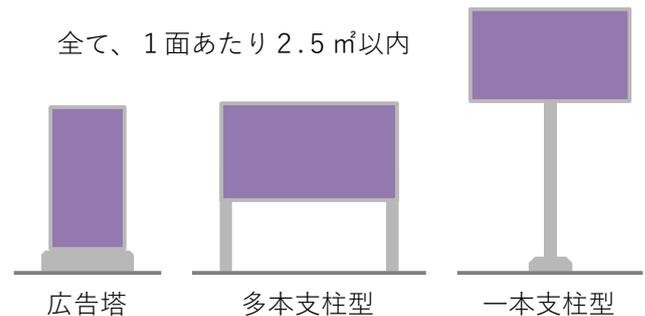
屋外広告物を表示する各壁面(=1立面)における定着型屋外広告物の総面積の上限値、及び同一区画内に設置する独立型屋外広告物の総面積の上限値を定めています。

1個あたりの面積

屋外広告物1個あたりの面積にも上限値を定めています。規制区域や広告物の種別によって、面積の上限値は異なります。

(例) [第2種] 定着型と独立型の上限値

区分	総面積	1個あたり
定着型	5㎡以内/1立面	5㎡以内*
独立型	5㎡以内/1区画	種類による (右図参照)

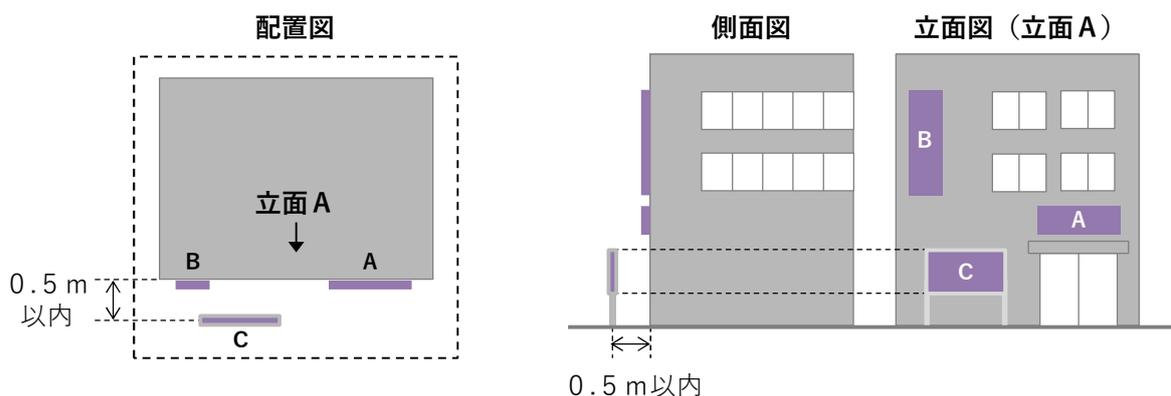


定着型の合計面積の対象となる独立型屋外広告物

次の独立型屋外広告物は、定着型屋外広告物の総面積と表示率の規制対象にも含まれるため、定着型の面積に独立型の面積を加えて算定します。

建築物等から0.5m以内に設置される独立型屋外広告物

(例) [第4種] 表示率の上限値：20%、総面積の上限値：20㎡



【表示率】 A、B、Cの面積の合計/立面Aの面積 \leq 20%

【総面積】 A、B、Cの面積の合計 \leq 20㎡

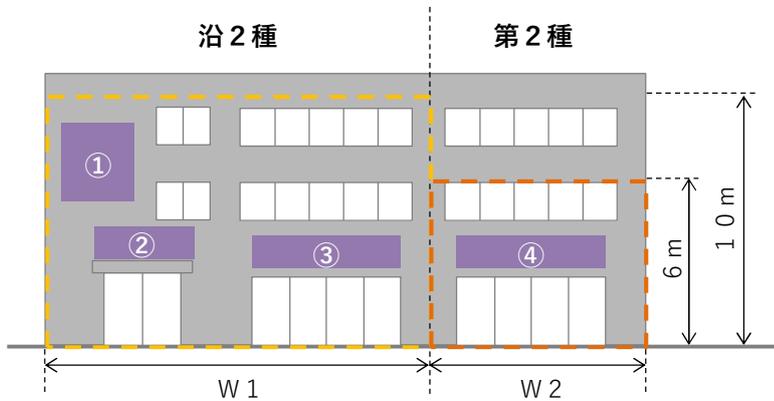
★多本支柱型Cの表示位置が、壁面からの距離0.5m超の場合には、Cの面積は合計しない。

※ 突出型や幕などの広告物の種類によって異なります。

複数の規制区域にまたがる場合

建物が複数の規制区域にまたがる場合、表示率や総面積等の規制は、立面や区画の部分ごとに、それぞれに存する規制区域の基準に適合する必要があります。また、立面や区画の全体として、最も規制の緩い規制区域の基準に適合する必要があります。

(例) 建物が沿道型第2種地域と第2種地域にまたがる場合



規制区域	高さ規制	表示率	総面積
沿2種	10 m	20% 以下	20 m ² 以内
第2種	6 m	15% 以下	5 m ² 以内

第2種より沿2種の方が規制が緩いため、全体としては、沿2種の基準に適合させる必要があります。

- 【表示率】 沿2種の範囲：①～③の合計面積 / (W1 × 10 m) ≤ 20%
 第2種の範囲：④の面積 / (W2 × 6 m) ≤ 15%
- 【総面積】 沿2種の総面積：①～④の合計面積 ≤ 20 m²
 第2種の総面積：④の面積 ≤ 5 m²

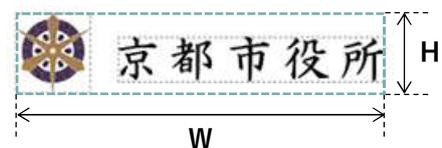
面積の算定方法

屋外広告物の面積は、当該屋外広告物の面積又は掲出物件※に表示する場合はその表示面とします。

長方形以外の形状の面積

通常、長方形の場合は、高さ（縦の長さ）×幅（横の長さ）で算定します。長方形以外の形状についても、原則外接する長方形の面積として算定します。

$$\text{表示面積} = \text{高さ (H)} \times \text{幅 (W)}$$



参考

CADなどによる面積算定はNG？

不整形で外接する四角形でも算定が困難な場合等は、CADなどのソフトによる算定でも可能です。ただし、許可申請書類等において、算定根拠が分かるよう明記する必要があります。



又は



外接する長方形で算出

CADで算出

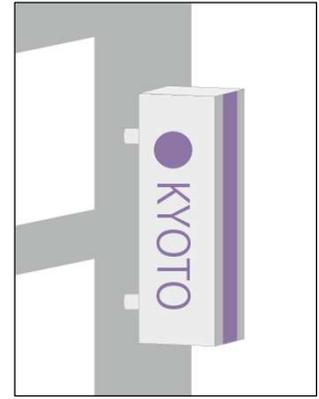
※ 掲出物件とは、広告塔、広告板その他の屋外広告物を掲出するために設置する物件を指します。

■ 突出型屋外広告物の面積

原則、屋外広告物の表示がある面を算定します。

片面表示の場合は、片面のみ、両面表示の場合は、両面の面積を算定します。また、小口面に広告物の表示がある場合は、小口面の面積も、広告物の面積に算入します。

なお、右図のように、小口面にアクセントのラインを表示する場合も表示面に含まれます。この場合、小口面についても表示面の色彩の基準を満たす必要があります。詳細は、本章「5 色彩・意匠等の規制」を参照してください。



■ 独立型屋外広告物の面積

掲出物件（枠）と表示面（板面）が明確に分かれている場合は、表示面を算定します。

ただし、掲出物件と表示面が明確でなく、同一のものは、当該屋外広告物の面積となります。コーポレートカラー等の色彩利用時には、表示面に算定します。

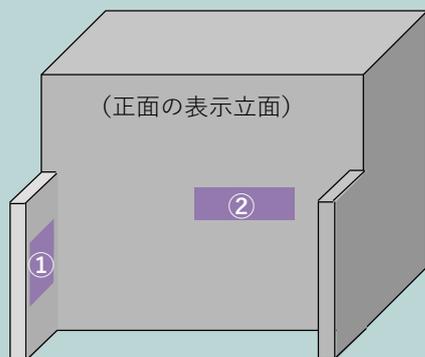
(例) 表示面に算定する範囲



参考

袖壁の表示率はどう算定する？

基本的には袖壁を独立した表示立面※として表示率を満たす必要がありますが、袖壁は建築物の一部であるため、正面と一体的に見える場合には、正面を表示立面として算定します。

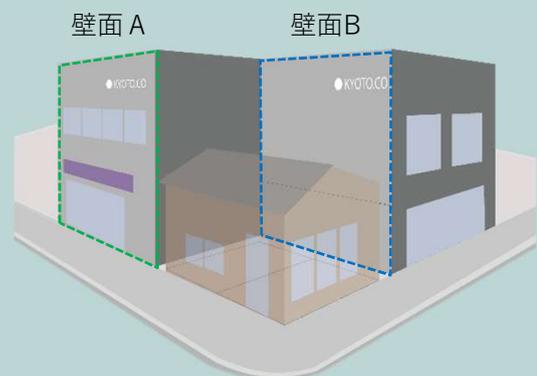


①+②で正面の面積基準を満たす。

☆柵・塀などは工作物であるため、それぞれの立面で、面積基準に適合させてください。

同一立面の範囲とは？

同一建築物の同方向の壁面でも、一体に見えない場合（L字形の建築物や壁面が離れている場合等）は、別の立面として扱い、各立面で面積の基準に適合する必要があります。



☆壁面Aと壁面Bは一体に見えないため、別々の立面で、面積基準に適合させてください。

※ 表示立面とは、屋外広告物を表示する壁面のことです。

4 形態等の規制

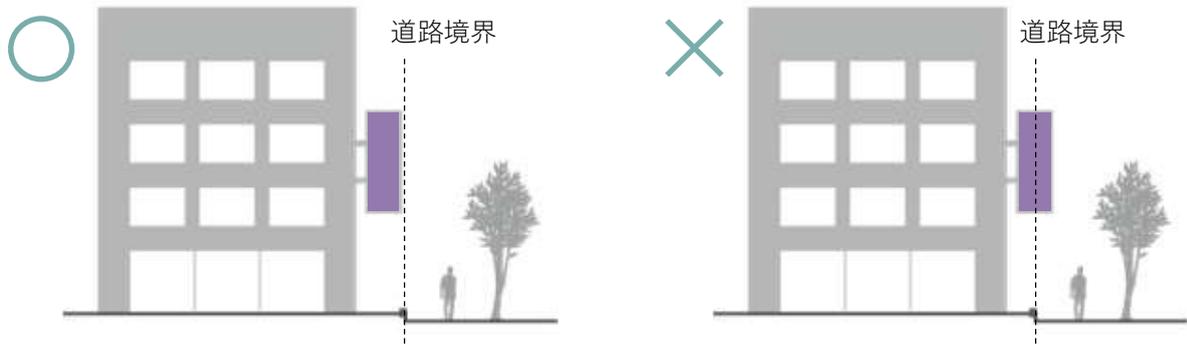
突出型に関する規制や点滅式照明等の禁止、開口部に表示する形態等の基準を定めています。

道路突出の禁止

田の字地区の幹線沿道（◆1）や眺望景観に配慮する必要がある沿道（◆2）における建築物の壁面に設置された袖看板や支柱型屋外広告物等については、通り景観の阻害要因となるため道路（四条通にあっては建築線を越える部分）上空への突出を禁止しています。

ただし、アーケードに定着するものや高さ4 m以下の看板等は道路突出が認められます。各沿道の規制を受ける範囲については、「京都市景観情報共有システム」で確認してください。

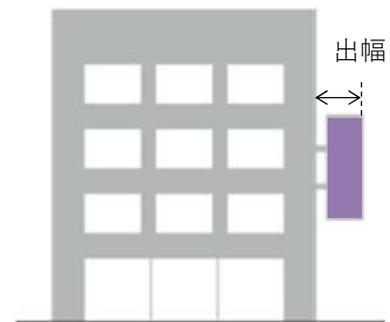
- ◆1 御池通（堀川通～河原町通）、四条通（大宮通～河原町通）、五条通（堀川通～河原町通）、堀川通（御池通～六条通）、烏丸通（竹屋町通～六条通）、河原町通（御池通～六条通）
- ◆2 北山通（北山大橋～白川通）、白川通（北山通～御蔭通）、北大路通（西大路通～大徳寺通）、西大路通（北大路通～丸太町通）



突出型等の出幅の規制と2列設置の禁止

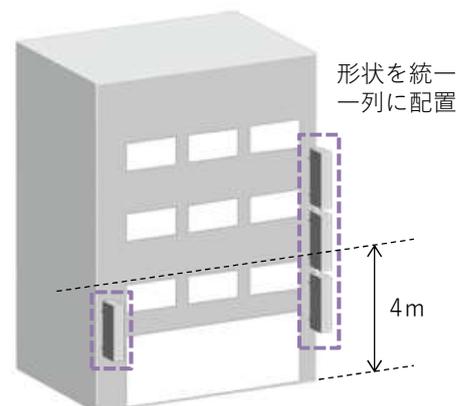
突出型（袖看板）等の出幅については、1 m又は1.5 m以内※に制限しています。

出幅とは、壁面から突出型の端までの距離を指します。



突出型等を1壁面に複数設置する場合は、形状を統一し、地盤面に対して垂直に1列に設置する必要があります。

ただし、最上部の高さが4 m以下の場合は、2列設置をすることができます。

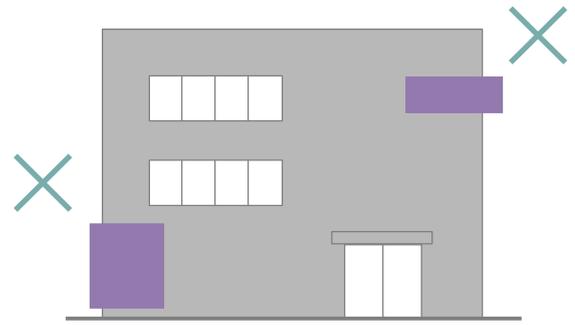


※ 規制区域や設置高さにより異なります。

壁面はみ出しの禁止

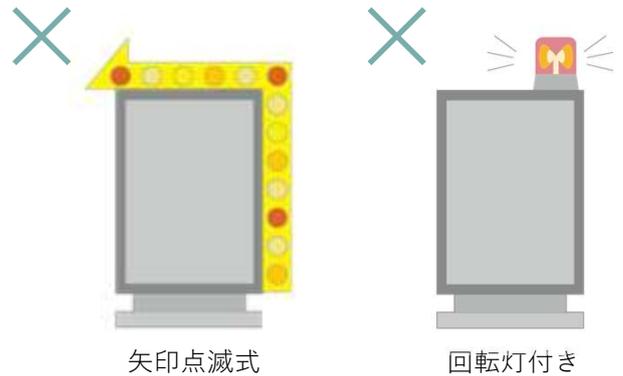
壁面等からはみ出して屋外広告物を表示することはできません。

また、壁面と開口部をまたいで屋外広告物を表示することはできません。複数の屋外広告物を重ねて表示することもできません。



点滅式照明等の禁止

点滅式照明や回転灯等の照射する光が動く可動式照明付きの広告物※については、刺激的で強い光を放つなど都市の景観に支障をきたすため、屋外広告物への使用を**禁止**しています。

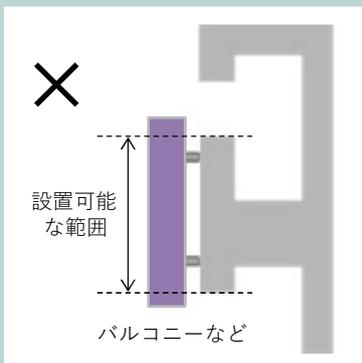


参考

こんな看板はNG？

①壁面からはみ出す突出型

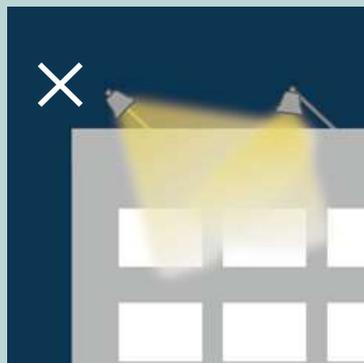
突出型であっても、壁面の上下方向にはみ出す設置はできません。



壁面のはみ出し設置はできません

②軒越えの照明装置

照明付き屋外広告物の場合、照明装置であっても、軒を超えて設置はできません。



軒を超えた設置はできません

③道路上の広告スタンド等

屋外広告物としての基準を満たしていても、道路法や道路交通法に違反した設置はできません。



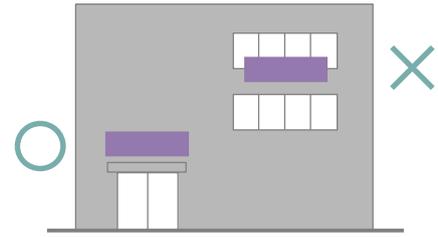
道路上の設置はできません

※ 公衆の安全を図るため必要と認められる場合があります。

開口部に関する規制

開口部と壁面にまたがる屋外広告物の禁止

開口部と壁面にまたがる屋外広告物は、建築物のデザインを阻害するため、禁止しています。



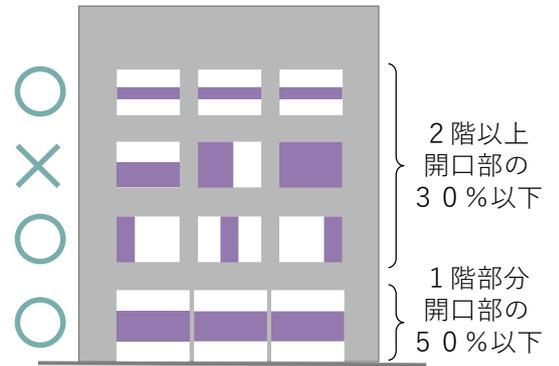
開口部における表示割合の規制

屋外広告物等をガラス窓等の開口部に表示する場合は、面積の規制のほか、開口部における表示割合の基準にも適合させる必要があります。

開口部に対する広告物の表示割合
1階部分：50%以下
2階以上：30%以下

なお、ガラスの内外を問わず同じ規制です。

また、壁面等で窓面が分節されている場合には、それぞれの窓面で基準に適合する必要があります。

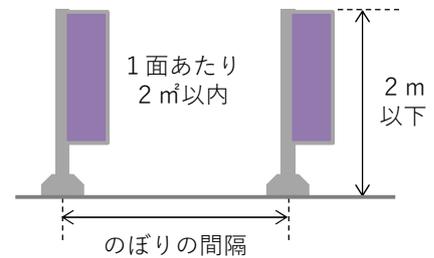


のぼりの設置規制

のぼりは高さ2m以下とし、規制区域ごとに1面当たりの面積や他ののぼりとの設置間隔及び区画内の総面積を定めています。

(例) [第6種] の規制内容

区画内における他ののぼりとの距離	区画内におけるのぼりの総面積	1面あたり
5 m	6 m ² 以内	2 m ² 以内



参考

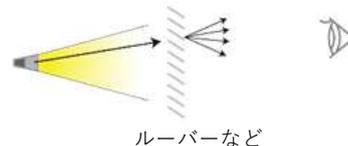
まぶしい?まぶしくない?

照明のまぶしさは、現場環境に依存する上に、人により感じ方が異なります。特に、LED光源は指向性が強く、まぶしく感じやすいです。まぶしさを軽減するために、光を拡散させるカバーやルーバーを使用する他、後で調整できるように調光器を設置するようにしてください。

指向性とは光の広がり方を言い、指向性が高いと、同じ明るさでも光が広がらないため、まぶしく感じられます。



照明の前にルーバーなどの覆いを作ることで、光を拡散させ、光が直接目に入るのを防ぐことができます。



5 色彩・意匠等の規制

定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和な屋外広告物を表示することはできません。規制区域において、特定の色（＝規制対象色）を表示面に使用できる面積割合等の基準を定めています。

マンセル値

マンセル値とは、色を数値で表現する方法の一つであるマンセル・カラー・システム（マンセル表色系）※によって表記された色を表す値のことであり、屋外広告物の色彩基準には、マンセル値を用いています。

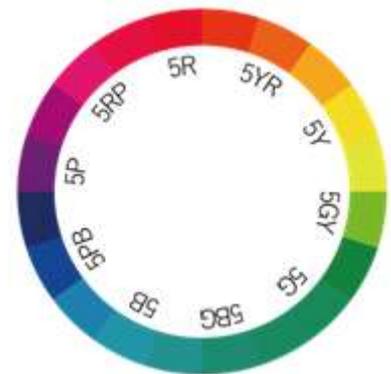
マンセル・カラー・システムでは、色を、色相（色合い）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）で表記します（色相が5 R、明度が4、彩度が14の色は、「5 R 4 / 14」と表記されます。）。

- ・色相：1～10の数字と記号（赤はR、黄赤はYR、黄はYなど）で表示
- ・明度：0（完全暗黒）から10（完全純白）の数字で表示
- ・彩度：0（無彩色）から始まる数字で表示

色相（色合い）

広く利用されているマンセル色相環は、赤・黄・緑・青・紫の5色とその間を埋める色の全20色相で構成されています。

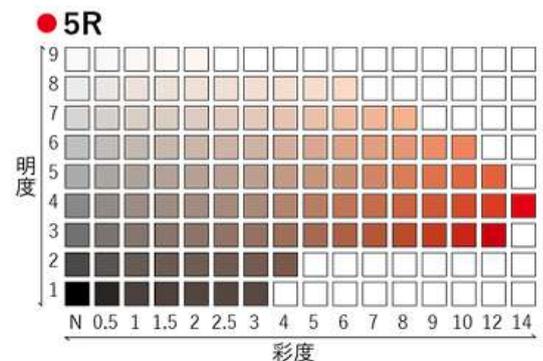
基準となる色を1つ選択し、その色の明度と彩度を変えることにより、様々な種類の配色を客観的な数字で表すことができます。



明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）

明度は、理想の白をマンセル明度10（完全純白）とし、理想の黒をマンセル明度0（完全暗黒）として、その間を知覚的に10等分して0から10の数値で表しています。

彩度は、同じ色相の同一明度であっても、彩度の低いくすんだ色から彩度の高い鮮やかな色まで、様々な鮮やかさが存在します。彩度の数値を見るだけで、どの程度鮮やかであるかを直感的に連想できます。京都市では、この彩度の基準を定めて規制しています。



※ 色の心理的三属性（色相、明度、彩度）に基づいており、直感的に分かりやすい表示システムと言われています。当ガイドラインに表示する図の色はあくまで参考であり、正確なマンセル値を表すものではありません。

色彩基準

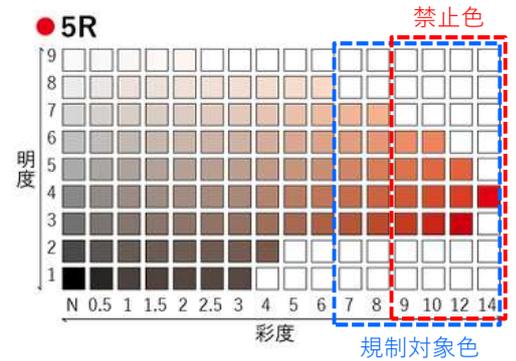
規制対象色及び禁止色

規制区域ごとに規制対象色や禁止色を定めています。

【規制区域】第1種、歴1種、歴2種

マンセル値の彩度が、それぞれ下部に掲げる数値を超える色

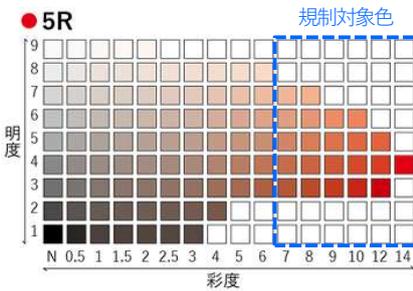
	色相 R	色相 Y R	色相 Y	その他の色相
規制対象色	6	6	4	2
禁止色	8	10	10	8



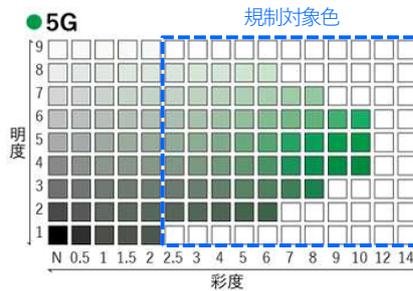
禁止色はなく、規制対象色がある規制区域は、以下のとおりです。

マンセル値の彩度が、それぞれ下部に掲げる数値を超える色

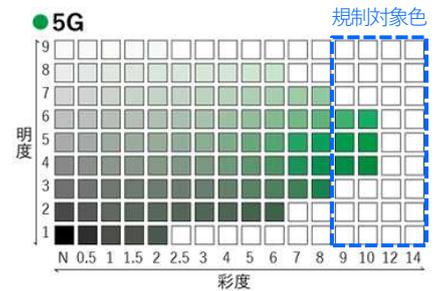
規制区域	色相 R	色相 Y R	色相 Y	その他の色相
第2種、第3種、沿1種、沿1特、沿2種、沿2特、沿3種	6	6	4	2
第4種、第5種、沿3種、沿4特、沿5特1	6	8	8	8
第6種、第7種、沿4種、沿5種、沿5特2、沿6種	6	8	8	8



[全地域共通]



[第2種]



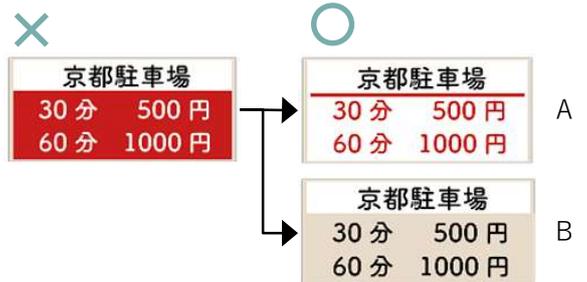
[第6種]

表示面の色彩基準

表示面における下地等※に対して、規制対象色を使用する部分の面積割合の基準を定めています。

規制区域	規制対象色の表示可能割合
第1種、歴1種、歴2種	20%未満
第2種、第3種、沿1種、沿1特、沿2種、沿2特、沿3種	20%未満
第4種、第5種、沿3種、沿4特、沿5特1	30%未満
第6種、第7種、沿4種、沿5種、沿5特2、沿6種	50%未満

(例) [第2種] の場合



- A 規制対象色を使用する部分を20%未満にする。
- B 全体に色を使用する場合は、白、ベージュ、クリーム色等、規制対象色ではない色にする。

※ 「下地等」とは、表示面のうち、文字又は記号（以下「文字等」という。）を除く部分をいいます。地色や、図形、文字等の背景色、写真やイラストの部分等が該当します。

文字等の色彩基準

文字等の色彩は、下地等の部分と調和するものとし、できる限り規制対象色の使用を避けてください。禁止色は使用しないでください。

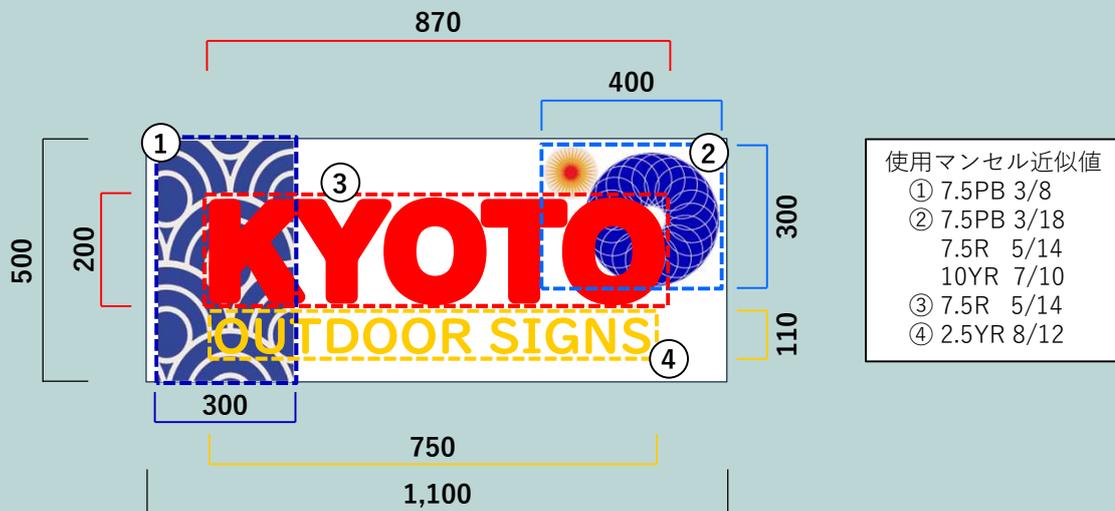
やむを得ず、**太い文字や大きい記号**に規制対象色を使用する場合は、当該部分と下地等で使用する規制対象色部分との合計（=規制対象面積）を、表示面に対して、下記に定める基準に適合するようにしてください。

規制区域	規制対象面積の表示割合
第1種、歴1種、歴2種	30%未満かつ1立面 (独立型は1区画)で合計1㎡以内
第2種、第3種、沿1種、沿1特、沿2種、沿2特、沿3特	30%未満
第4種、第5種、沿3種、沿4特、沿5特1	40%未満
第6種、第7種、沿4種、沿5種、沿5特2、沿6種	50%未満

参考

下地等、文字等の色彩基準の考え方

[第4種] 色彩基準 下地等のみ 規制対象色30%未満、太い文字等含む 40%未満



- 全体面積

$$H 0.5m \times W 1.1m = 0.55m^2$$

- 個別面積と色彩基準

$$\textcircled{1} H 0.50m \times W 0.30m = 0.150m^2$$

$$\textcircled{2} H 0.30m \times W 0.40m = 0.120m^2$$

$$\textcircled{3} H 0.20m \times W 0.87m = 0.174m^2$$

$$\textcircled{4} H 0.11m \times W 0.75m = 0.0825m^2$$

○彩度8以下

×規制対象色(★)

×規制対象色(★)

○文字色

★②と③は、けばけばしい色の組合せ※になります。③の文字は、太い文字かつ規制対象色のため、規制対象面積に算入します。「太い文字や大きい記号」には、線が太く、視認性の高い文字や矢印等の他、デザイン性のある場合も含まれます。

【規制対象色の表示割合】

$$(\textcircled{2} + \textcircled{3}) / \text{全体面積} \times 100 = (0.12 + 0.174) / 0.55 \times 100 = 53.45\% > 40\% \quad \text{NG}$$

色彩基準に適合するには、②と③のどちらかを低彩度色にする必要があります。

※ けばけばしい色の組合せは、本節「色の組合せの規制」を参照してください。

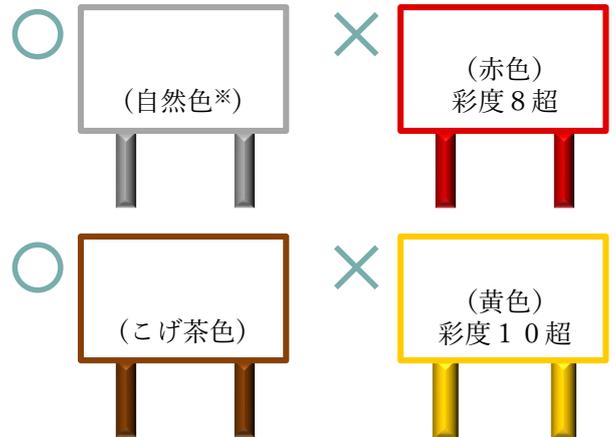
掲出物件の色彩基準

掲出物件の色は、無彩色やこげ茶、クリーム色等の低彩度の色を原則とします。下表に掲げる色については、けばけばしい色彩となるため使用しないでください。

マンセル値の彩度が、下表に掲げる**数値を超える色**

色相 Y R	色相 Y	その他の色相
10	10	8

★車止め（バリカー）等に、屋外広告物を表示する場合には、掲出物件の色に注意してください。



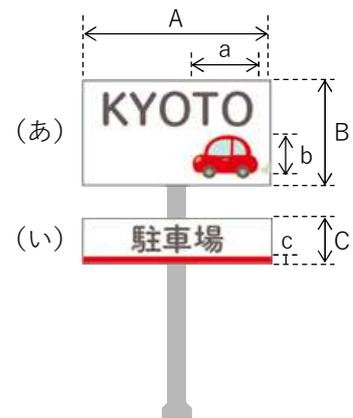
複数の表示面から構成される場合の色彩基準

複数の表示面からなる屋外広告物については、規制対象色の使用可能割合を、以下のように算定します。例示は、規制対象色30%未満まで使用できる規制区域です。

(例) 複数の表示面の間に隙間がある場合

(あ)面と(い)面は、別々のものとして、色彩基準を満たす必要があります。

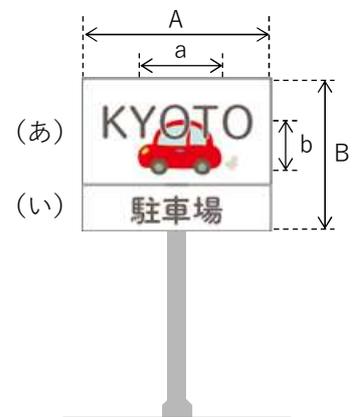
- (あ)面： $(a \times b) / (A \times B) < 30\%$
- (い)面： $(a \times c) / (A \times C) < 30\%$



(例) 複数の表示面の間に隙間がない場合

(あ)面と(い)面は、一体のものとして、基準を満たす必要があります。

- 一体面： $(a \times b) / (A \times B) < 30\%$



面積の算定の場合と同様、長方形以外の図形や、複数の図形で一体となっているものは、**原則その外接の長方形の面積を用いて算定します。**

※ 次ページの「自然素材の場合」を参照してください。

色彩基準の例外

自然素材の場合

着色されていない木又は石等の自然素材の色は、規制対象色又は禁止色とはみなしません。

(例) 着色されていない木又は石等の自然素材



木



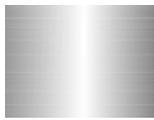
石



(例) 金属やアクリル素材などで着色されていない素地が現れているもの



ステンレス



アルミ



銅



その他の場合

以下の場合、表示面の色彩基準又は文字等の色彩基準にかかわらず、表示することができます。

- (1) 伝統的な意匠の建築物と調和した和風の意匠のもの
- (2) 表示が、公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められるもの
- (3) 低い位置に付けられる小さなもの（下表の基準を満たすこと。）

規制区域	基準
第1種、歴1種、歴2種	ア 最上部の高さが4 m以下であること。 イ 1の立面（独立型屋外広告物にあっては区画。以下同じ。）における最上部の高さが4 m以下の屋外広告物*の規制対象面積の合計が0.5 m ² 以下であること。
第2種、第3種、沿1種、沿1特、沿2種、沿2特、沿3特、沿4特、沿5特1	ア 最上部の高さが4 m以下であること。 イ 1の立面における最上部の高さが4 m以下の屋外広告物*の規制対象面積の合計が1 m ² 以下であること。
第4種、第5種、第6種、第7種、沿3種、沿4種、沿5種、沿5特2、沿6種	ア 最上部の高さが4 m以下であること。 イ 規制対象面積が1 m ² 以下であること。 ウ 他の屋外広告物に隣接していないこと。

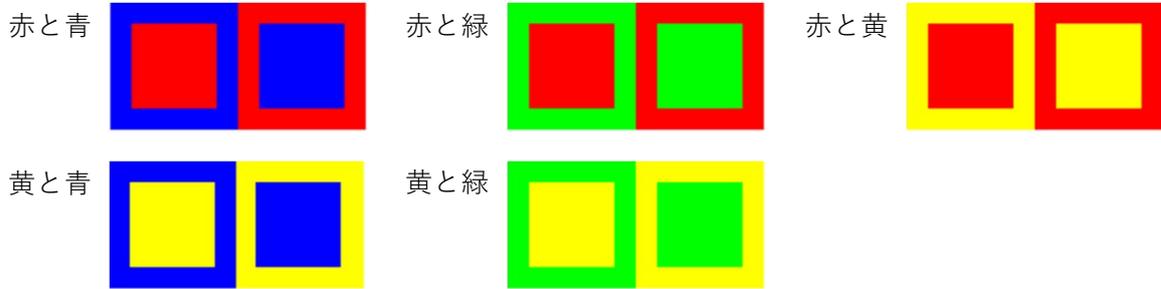
* 表示面の色彩基準及び文字等の色彩基準を満たすもの又は(1)若しくは(2)に該当するものは除く。

色の組合せの規制

複数の色彩を使用する場合は、けばけばしいものにならないように、色の組合せや使用する面積に配慮してください。

(例) けばけばしい色の組合せ

[彩度の高い色を使用した補色*等の組合せ]



[黒と彩度の高い黄又は赤の組合せ]



写真・絵画の規制

写真、絵画等については、建築物のデザインや景観への影響が大きいため、屋外広告物への使用はできるだけ避けてください。

やむを得ず、写真、絵画等を表示する場合、以下の要件に適合させてください。

- 屋外広告物の高さの上限：原則 10 m
 - 1 個当たりの面積の上限：原則 10 m²以内
 - 1 個当たりの面積が 10 m²を超える場合、以下の要件のいずれにも適合していること。
 - ① 10 m²を超える写真、絵画等の面積が、1 個当たりの面積の上限の 1/2 以内、かつ、それらの合計が、表示率の上限の 1/2 以内
 - ② 写真、絵画等を表示した 1 個当たり 10 m²を超える屋外広告物の数が 1 壁面当たり 2 個以内
 - 意匠が定着する建築物等又は周囲の町並み景観と調和していること。
 - 表示面の色彩の基準を満たすこと。
- (写真等の部分については、原則その全てを規制対象色とみなします。)

参考

けばけばしい色の組合せを回避



文字等を低彩度色にする

けばけばしい印象

下地を低彩度色にする

* 色相環上で対角線上に位置する関係の色の組合せ。「赤と青緑」「黄と紫」「オレンジと青」など。

6 可変表示式屋外広告物の規制

電光ニュース板や電光広告板、デジタルサイネージのように、常時表示の内容を変えることができる屋外広告物を可変表示式屋外広告物（以下「可変表示式」という。）といい、面積や距離等の基準を定めています。

規制基準

表示禁止地域

以下の規制区域では、可変表示式は表示（設置）ができません。

第1種、第2種、第3種、第4種、
沿1種、沿1特、沿2種、沿2特、
歴1種、歴2種、特別規制地区（木屋町除く）

1個あたりの面積(上限値)

表示可能な規制区域では、区域ごとに屋外広告物1個あたりの面積※1の上限を定めています。

規制区域 (一部抜粋)	定着型屋外広告物※2	独立型屋外広告物（多本支柱型）
	1個あたりの面積制限	1面あたりの面積制限
第6種	5 m ²	1 m ²
第7種	10 m ²	2 m ²

可変表示式の色彩基準

表示内容が自由に変わるものについては、原則として、その全てを規制対象色部分とみなします。したがって、各規制区域の表示面の色彩基準に適合する必要があります。

ただし、電光ニュース板等、文字又は記号のみを表示するもの及び本章「5 色彩・意匠等の規制」に記載の色彩基準の例外の適用条件を満たす場合は、この限りではありません。

参考

可変表示式（デジタルサイネージ）の色彩基準の考え方



屋外広告物の全体表示面積 10 m²

【規制対象色の割合】

規制対象色 4 m² ÷ 全体表示面積 10 m² × 100 = **40%**

[第7種] ⇒ 色彩基準 50%未満のため、基準 **OK**

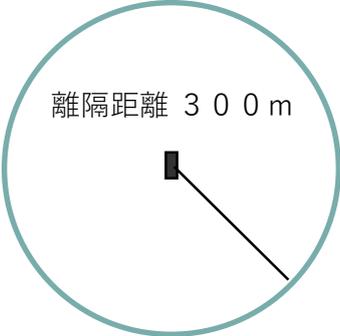
[沿5特1] ⇒ 色彩基準 30%未満のため、基準 **NG**

※1 可変表示式の表示部分を含む、当該屋外広告物全体の面積。

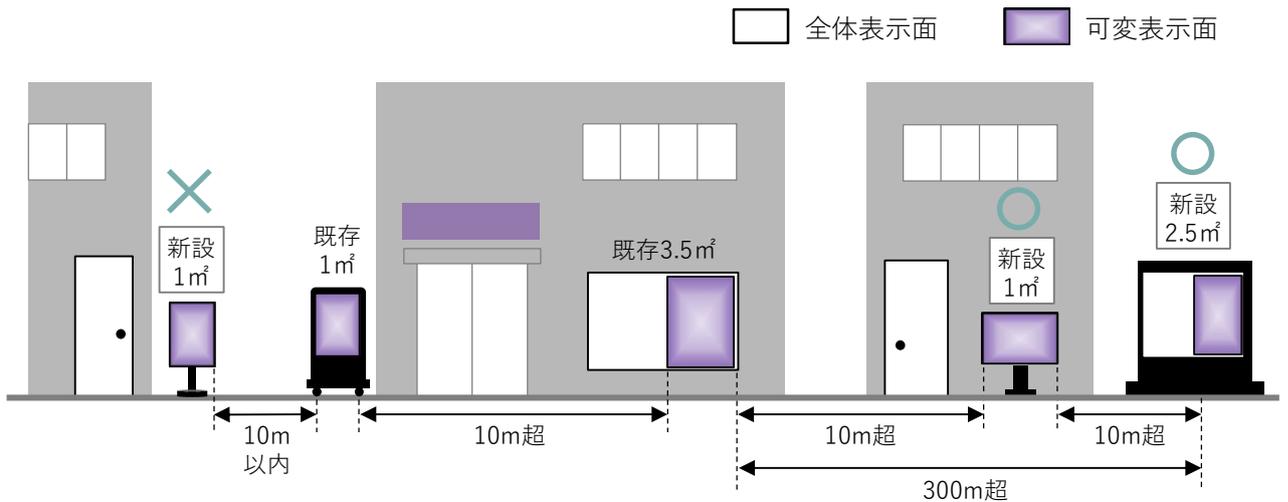
※2 突出型の屋外広告物に設置する場合は、0.5 m²以内。

他の可変表示式との距離の規制

近くに他の可変表示式がある場合は、表示（設置）ができません。

全体表示面積が 2㎡以内の可変表示式	全体表示面積が 2㎡超*の可変表示式
<p data-bbox="331 432 544 465">離隔距離 10 m</p>  <p data-bbox="260 741 608 835">周囲 10 m に他の可変表示式がある場合は、設置することができません。</p>	<p data-bbox="975 465 1219 499">離隔距離 300 m</p>  <p data-bbox="799 741 1390 835">周囲 10 m に他の可変表示式又は周囲 300 m に 2㎡を超える他の可変表示式がある場合は、設置することができません。</p>

(例) 離隔距離の考え方

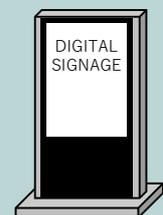


参考

可変表示式が表示できる地域

第5種、第6種、第7種、沿3種、沿3特、沿4種、沿4特、沿5種、沿5特1、沿5特2、沿6種、木屋町特別規制地区

※電子ペーパー、透過型LED、プロジェクションマッピング等の投影広告物も可変表示式に含まれるため、各地域の規制基準に適合させてください。



* 2㎡超の可変表示式の設置を計画される場合は、事前に窓口にて、周囲300m範囲内の設置状況を確認してください。

7 表示できる屋外広告物を規制する地域

条例第11条第1項第6号において、表示できる屋外広告物を規制する地域を定めています。

規制基準

規制する地域

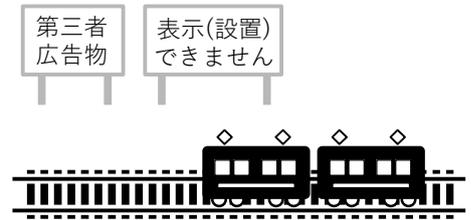
条例第11条第1項第6号で規制する地域※を規定しています。

第1種、第2種、歴1種、歴2種、
特定の鉄道や道路から100mの範囲で市長が指定をした地域

表示できる屋外広告物

表示可能な屋外広告物は、次のいずれかです。

- ・自家用屋外広告物
- ・管理用屋外広告物
- ・面積1㎡以下の案内用屋外広告物



該当地域では、自己の事務所や事業所と関係のない非自家用 広告物（第三者広告物）は、表示（設置）ができません。

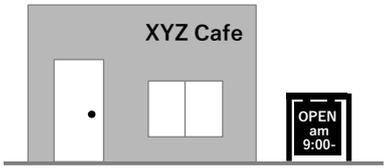
参考

屋外広告物の用途分類

屋外広告物は、主に以下の4つの用途で分類されます。

< 区画内に自己の事業がある >

自家用 ・(定義)条例第2条第7号
・ほとんどの広告物が該当



管理用 ・(定義)条例第2条第5号
・区画内の管理内容が主要素

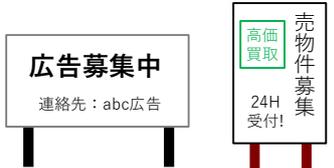
ご 注 意 当駐車場での盗難及び事故等については一切責任を負いません。 xyz銀行	FOR RENT 株式会社エービーシー 京都センター 0000-1111-2222
--	---

< 区画内に自己の事業がない >

案内用 ・(定義)条例第2条第6号
・他区画への案内表示



その他 ・自家用／管理用／案内用以外
・区画と無関係な非自家用広告物



※ 規制を受ける範囲の詳細については、窓口の縦覧図やインターネットの景観情報共有システムで確認してください。

8 特定屋内広告物の規制

特定屋内広告物は、建築物の窓等の開口部の内側に、直接・間接的に常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物のことをいい、開口部に表示できる面積や色彩の基準について定めています。

規制基準

■ 色彩の規制

特定屋内広告物は、下地等の色の彩度が下表の数値以下である必要があります。また、建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和なものは表示できません。ただし、屋外広告物と同等の基準を満たすものについては、表示することができます。

	色相Y、YR	その他の色相
表示可能色	10以下	8以下

■ 面積の規制

窓ガラス等の開口部に表示する場合、表示できる面積は、本章「4 形態等の規制」に記載の開口部における表示割合の規制と同様です。

開口部に対する広告物の表示割合

1階部分：50%以下

2階以上：30%以下

なお、ガラスの内外を問わず同じ規制です

届出制度

建築物の1の立面における特定屋内広告物の面積の合計が5㎡を超える場合、事前に京都市長への届出が必要となります。

参考

きれいで見やすい表示とは？

- ・窓全面をふさがず、余白を生かしましょう。
- ・シンプルですっきりとしたデザインを心がけましょう。
- ・規則正しく配置しましょう。

